

## 各務原市要介護・要支援認定に関する情報提供事務処理要領

(平成27年9月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、各務原市個人情報保護条例(平成9年条例第18号)第10条第2項の規定により、各務原市が行う要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に関する資料を被保険者(以下「本人」という。)又はその他の関係者に情報提供することについての事務の取扱いを定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 前条の趣旨による情報提供の利用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護サービス計画の作成
- (2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントプランの作成
- (3) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (4) 特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- (5) 介護報酬加算における認知症日常生活自立度の決定
- (6) 診療における治療方針の決定(ただし、被保険者の主治医意見書を作成した主治医のみとする。)

(情報提供資料)

第3条 情報提供する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定情報(一次判定資料)
- (2) 認定調査票(特記事項)
- (3) 主治医意見書(ただし、主治医の同意がある場合に限る。)
- (4) 介護認定審査会による判定結果・意見

2 ただし、前項第4号については、原則、介護保険被保険者証で確認するものとする。

(情報提供対象者)

第4条 情報提供の対象者は、次の各号に掲げる者からの申請に基づいて行うものとする。ただし、第2号から第9号に規定する事業者については、被保険者と契約を締結している、又は契約を締結する予定の事業者とする。

- (1) 介護(予防)サービス計画を自己作成している被保険者
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 居宅介護支援事業者

- (4) 地域密着型小規模多機能型居宅介護事業者
- (5) 地域密着型認知症対応型共同生活介護事業者
- (6) 特定施設入所者生活介護事業者及び介護予防特定入所者生活介護事業者（地域密着型を含む。）
- (7) 介護保険入所施設（地域密着型を含む。）
- (8) 地域密着型看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (9) 被保険者の主治医意見書を作成した医師  
（申出の手続き）

第5条 情報提供を求める者（以下「申出者」という。）は、要介護認定等の情報提供に係る申出書（様式第1号）に必要事項を明記し申請しなければならない。

- 2 市は、申出があったときは、介護保険要介護認定・要支援認定申請書により本人の同意の有無を確認する。
- 3 申出者は、市から情報提供の可能な対象者かどうかの確認を求められたときは、身分証明書及び被保険者との契約書の写し、又は入所申込書の写しを提示しなければならない。
- 4 前3項の規定に関わらず、主治医が介護認定結果の通知希望の届出書（様式第2号）を提出している場合は、主治医に対し市から介護認定結果を通知するものとする。

（資料の提供）

第6条 市は、特段の事情がない限り、速やかに申出に係る資料の写しを交付する。

ただし、認定有効期間及び介護認定結果については、口答による回答とする。

- 2 交付する写しの部数は、1件の申出につき1部とし無料とする。
- 3 情報提供は、被保険者に要介護認定結果通知が発送された日以降しか提供することができない。

（申出者の遵守事項）

第7条 申出者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料は、介護サービス計画等の作成以外の目的に使用してはならない。
- (2) 介護サービス計画等の作成に係る当該情報を本人又は法定代理人の同意がない限り、外部に提供してはならない。
- (3) 主治医意見書及び認定調査票（特記事項）は、本人に告知されていない病名や問題行動が記載されている場合があるため、本人に対し開示してはならない。

- (4) 提供を受けた資料はみだりに複写し、複製を作成してはならない。
- (5) 提供を受けた資料は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (6) 介護サービス計画による介護サービスの提供が終了した時、又は要介護認定情報等を使用する必要がなくなった時には、確実にかつ速やかに当該資料（複写物を含む。）を市に返却するか、又は廃棄しなければならない。
- (7) 市から資料の返還等を求められたときは、これに速やかに応じなければならない。
- (8) 前各号について、従業者又は従業者であった者が遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

（遵守事項違反に対する措置）

第8条 市は、申出者が第7条に規定する遵守事項に従わない場合は、それ以降の情報提供を行わないことができる。

（その他）

第9条 この事務処理要領に定めるもののほか情報提供の実施について必要な事項は、介護保険課長が別に定める。

附 則

- 1 この事務処理要領は、決裁の日から施行する。
- 2 要介護（要支援）認定に関する情報提供要領（平成18年8月25日課長決裁）は、廃止する。